

## 経済産業省告示第十四号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を指定する告示を次のように定め、平成二十四年二月三日から施行する。

平成二十四年二月三日 経済産業大臣 枝野 幸男

### 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示

- 一 自動車に用いる火工品であつて、次の要件を満たすもの
  - イ 火薬の量が二・〇グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇八グラム以下であること。
  - ロ 電気点火又は撃針点火により、ガス発生剤が着火する構造その他の火工品が作動する構造であること。
  - ハ 火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。
  - ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
  - ホ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。
  - ヘ 二以上の点火部（点火具の部分品であつて、点火薬が充填されているものをいう。以下この号において同じ。）を有する点火具の場合には、それぞれの点火部がイからホまでの要件を満たし、かつ、一つの点火部の点火が他の点火部の点火を引き起こさない構造であること。